

(福島県規則第四号)

福島県高精度測位システム使用料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県高精度測位システム使用料条例（令和六年福島県条例第八十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認の申請の手続等)

第二条 条例第三条第一項の承認を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用を開始する日の十日前までに提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 知事は、条例第三条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、知事が別に定める承認書を交付するものとする。

4 知事は、条例第三条第三項の規定により同条第一項の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 第一項、第三項及び前項の規定は、条例第三条第五項で準用する同条第一項の規定により承認を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。

(使用料の免除の手続)

第三条 条例第五条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、前条第一項の申請書の提出の際併せて知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の返還の要件及び手続)

第四条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、使用者の責めに帰することのできない事由により福島県高精度測位システムを三十日以上使用できなかった場合（条例第七条第二号に該当する場合を除く。）とする。

2 使用者は、使用料の返還を求めるときは、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(承認の取消し等の手続)

第五条 知事は、条例第九条の規定による承認の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は福島県高精度測位システムの使用の停止を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(知事の指示)

第六条 知事は、条例第三条第一項の承認を受けた者に対し、福島県高精度測位システムの管理上必要な指示を行うことができる。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、福島県高精度測位システムの運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。